

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 都市部景観みどり課

番号 15

許認可等の内容		景観協定の変更の認可
根拠法令及び条項		景観法第84条第1項
審 査 基 準	関係条項	景観法第82条及び第83条
	基準 (未設定の場合は その理由)	1 景観協定に係る一団の土地の規模 (1) 市街化区域については0.1ヘクタール以上、市街化調整区域については0.5ヘクタール以上とする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成20年10月1日設定 (平成26年3月 日最終変更)
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	未設定 (許認可の性質上、個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、処理期間は設定していません。)
	設定等年月日	平成20年10月1日設定 (年 月 日最終変更)